

非行少年等検挙・補導状況(令和7年4月末前年同期比・暫定値)

		総数	非行少年					不良行為少年	
			計	刑法		特別法			ぐ犯少年
				刑法犯少年	触法少年	特別法犯少年	触法少年		
築館	令和7年	3	0	0	0	0	0	3	
	令和6年	6	0	0	0	0	0	6	
	増減								
遠田	令和7年	15	4	4	0	0	0	11	
	令和6年	6	2	2	0	0	0	4	
	増減	9	2	2	0	0	0	7	
鳴子	令和7年	0	0	0	0	0	0	0	
	令和6年	6	2	1	1	0	0	4	
	増減	-6	-2	-1	-1	0	0	-4	
加美	令和7年	11	7	1	5	1	0	4	
	令和6年	6	0	0	0	0	0	6	
	増減	5	7	1	5	1	0	-2	
岩沼	令和7年	61	2	1	0	1	0	59	
	令和6年	32	3	2	1	0	0	29	
	増減	29	-1	-1	-1	1	0	30	
大河原	令和7年	23	10	8	1	1	0	13	
	令和6年	25	2	2	0	0	0	23	
	増減	-2	8	6	1	1	0	-10	
白石	令和7年	6	2	2	0	0	0	4	
	令和6年	11	1	1	0	0	0	10	
	増減	-5	1	1	0	0	0	-6	
角田	令和7年	14	1	1	0	0	0	13	
	令和6年	19	4	4	0	0	0	15	
	増減	-5	-3	-3	0	0	0	-2	
亘理	令和7年	19	2	1	0	1	0	17	
	令和6年	10	2	2	0	0	0	8	
	増減	9	0	-1	0	1	0	9	

- 非行少年…犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- 犯罪少年…14歳以上で罪を犯した少年をいう。
- 触法少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- 刑法犯少年…刑法の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年（刑法）…刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- 特別法犯少年…特別法の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年（特別法）…特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 統計中の数値は、宮城県警察が検挙又は補導した人員で、「非行少年（刑法）の非行場所／不良行為少年の発見場所」の数値とは必ずしも合致しない場合がある。
- 栗原警察署は、令和7年3月21日付けで若柳警察署と築館警察署が併合されて開署されたものであり、数値の計上は同日以降のものとなる。（若柳・築館警察署の数値は令和7年1月1日から令和7年3月20日までのもの。）